

当院では令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算について以下の通り対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行できる体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスの体制は整備予定
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して計画的な医学管理の下に訪問診療を実施しております。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています

また当院では、電子処方箋をご利用いただけます。電子処方箋は「処方箋」を電子化し、デジタルデータとして扱えるようにしたものです。

電子処方箋をご利用いただくには

- ・マイナ保険証を用いて、オンライン資格確認を利用する。
- ・主治医が、電子処方箋を処方できる医師である。
- ・利用する調剤薬局が電子処方箋に対応している。

3つすべてに該当した場合、電子処方箋をご利用いただけます。

「電子処方箋」を選択し、「医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照することに対して同意」をすると、複数の医療機関・薬局で処方されたお薬の情報を医師・薬剤師が確認し、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないかなどをチェックでき、今まで以上に安心して薬を受け取ることが可能となります。